

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置 の名称 (項)(目)(目録)	概要要求額 (単位:千円)	その他	予算の名称 (項)(目)(目録)	予算額 (単位:千円)	その他関連事項	管理 案 審 議 号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 (特記事項)	制度の所管・関係 省庁
1010010	農林水産省	農地法の転用等(3) :農業用途を条件に転 用した土地の固定資産税 見直し	地方税法	・農業用途を条件とした 農地の転用であっても、 転用後の用途に応じた評 価・課税が行われる。	C	1 固定資産税はその資産価 値に応じた負担を求めるもの であり、適正な評価に基づき 課税することが原則です。 2 農地についてもこの原則 に即して固定資産の評価・課 税が行われています。 3 農地法の規制がかかって いない土地(工業用地等)の うち、雑物工場用地のみ農地並 みの取扱とすることは、固定 資産税の課税の適正化及び公 平性を損なうものと考えま す。 4 なお、雑物工場の普及・ 拡大に向けては、高度環境制 御敷地施設、養液栽培装置等 の施設整備やリース導入を支 援しているところ等です。	-	-	-	-	-	1 0 3 2 0 6 0	農地法の転用等(3) :農業用途を条件に転 用した土地の固定資産税 見直し	復興支援に関わる農地法・農業振興 地域促進法の支援措置を要しま す。 ③[農地転用後の固定資産税減免] 農業用途に農地転用した後の土地に 対して、農地と同等の固定資産税を 適用する。具体的には、敷地をコン クリートで固めた雑物工場で農作物 を安定的に生産し、加工、販売まで できる6次産業化につながるプログラ ムを対象とする。	③[農地転用後の固定資産税減免] ⇒実施理由:農地を農業用途で転用した場合の設備に対して、農地と同内 容の固定資産税の適用により、投資ハードルを下げることで投資する魅力を 高めることで復興の担い手を確保する。	農地法4、5条	東京都	株式会社パ ンナグルー プ		農林水産省	
1010020	農林水産省	生産緑地活性化促進特区 の創設 (税制関係)	租税特別措置 法第70条の6 第1項	相続税納税猶予の適用を 受けている農地について 課税、貸付け等をした場 合、猶予税額に利子税を 加え納税する。	C	生産緑地に係る相続税の取扱 いについては、都市政策や農 業政策など総合的観点から慎重 に検討されるべき課題と考 えております。	-	-	-	-	-	1 0 4 2 0 2 0	生産緑地活性化促進特区 の創設 (税制関係)	生産緑地地区の農地の賃借や市民農 園開設にかかる相続税納税猶予制度 の適用緩和を行う。(租税特別措置 法関係)	都市の成熟化にあわせて、環境問題や住民の価値観の多様化も顕在化して おり、都市部における多面的な公益的機能を有する「生産緑地」を再評価 し、都市計画において保全すべき農空間として積極的に位置づけていく意義 があります。つまり、生産緑地の保全により、将来の都市農業を支える農業 者の経営環境を支援し計画的に農地を保全することは、緑と調和した良好な 住環境の形成、災害時の洪水防止や一時的な避難用地機能、ヒートアイラン ド現象の緩和など多大な効用があり、都市住民ニーズにも応えられることが できます。 よって、生産緑地を活性化させる総合的な支援のための規制緩和として、 ①生産緑地での利用権設定等促進事業(農業経営基盤強化促進法による農地 賃借)及び特定農地貸付方式の市民農園開設における相続税納税猶予の適用 を認めてもらいたい。適用が可能となれば、農地の利活用や長期的・安定的 に利用できる質の高い市民農園の供給が増えます。 ②相続税の申告及び納税の期間は10ヶ月以内となっていますが、生産緑地 にかかる相続税については、さらに1年間は申告・納税を猶予してもらいた い。	租税特別措置法 第70条の6 第1項	大阪府	箕面市	別添資料有り	農林水産省 国土交通省	